第

6

# 屋外広告物の表示及び屋外広告物を 掲出する物件の設置に関する行為の 制限に関する事項

### 第1節 屋外広告物の表示による景観形成の考え方

福岡市では、良好な景観を形成、風致の維持及び公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を表示・設置する際のルールとして、屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を定めています。

自然豊かな地域、賑わいのある繁華街など、地域やまちの個性に応じた景観となるよう、福岡市内を5つの地域に区分して、それぞれの地域にふさわしい規格基準を定めるほか、原則として屋外広告物の表示ができない「禁止地域」や、地域特性に応じ、地区ごとに規格基準を設ける「都市景観形成地区」などを定めています。

## 第2節 屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

#### ①福岡市全域

屋外広告物を掲出するとき、掲出している広告物を変更したり、改造したりするときなどは、原則として事前に許可が必要です。また、禁止地域や禁止物件には、原則として広告物を表示することはできません。

屋外広告物を計画するにあたっては、景観計画に定める行為の制限のうち、屋外広告物にかかる行為の制限(全ゾーン(P36~37)及び各ゾーン(P38~39))について考慮するとともに、屋外広告物条例に定める地域区分ごとの規格基準を遵守する必要があります。

地域区分ごとの規格基準や、禁止地域等に関すること等、屋外広告物に関することは、「屋外広告物の手びき」を参照してください。

### ②都市景観形成地区

都市景観形成地区においては、上記に加え、地区ごとに独自の規格基準を定めています。屋外広告物の計画にあたっては、地域特性にあった広告物景観とするため、景観形成方針を踏まえ、屋外広告物の行為の制限を遵守する必要があります。地区ごとの詳細は、各地区の地区別編冊子をご覧下さい。

屋外広告物を設置する場合は、地区ごとの規格基準に適合するよう、事前協議を行ってください。

第 5 章

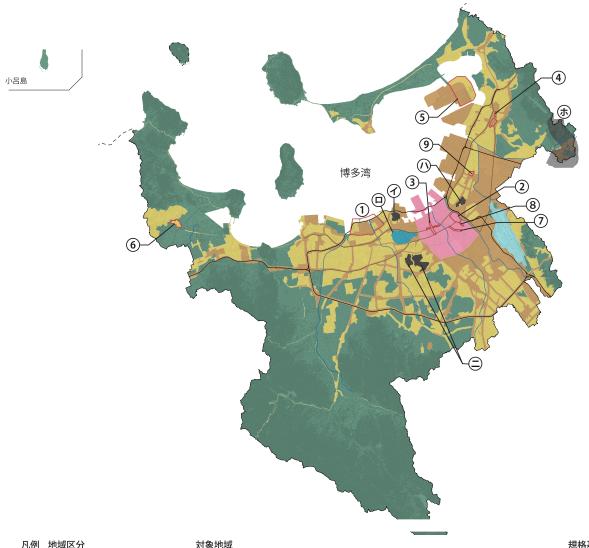
第 6

章

第 8

序

# 地域の区分(「屋外広告物の手びき」より)



_凡1	列 地域区分	対象地域	規格基準
	都心部・空港周辺地域	福岡市基本計画に位置付けられている都心部の範囲 並びに福岡空港周辺	P. 4
	商業・沿道系地域	第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域, 工業専用地域(都心部・空港周辺地域を除く), 特定流通業務施設区域 (※1)	P. 5
	住居系地域	第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域(都心部・空港周辺地域を除く), 沿道施設指定路線区域(※2)	P. 6
	自然・低層住居系地域	第一種低層住居専用地域,市街化調整区域(福岡空港周辺区域,特定流通業務施設区域及び沿道施設指定路線区域を除く),小呂島,玄界島	P. 7
	空港地域	福岡空港敷地内	P. 8
①シーサイドももち地区,②御供所地区,③天神(明治通り・渡辺通り)地区,④香椎副都心(千早)地区 ⑤アイランドシティ香椎照葉地区,⑥元岡地区,⑦はかた駅前通り地区,⑧承天寺通り地区 ⑨筥崎宮地区			
	禁止地域	<ul><li>⑦西公園, 回福岡城址(大濠公園,舞鶴公園), ○東公園(県庁周辺), ○南公園,</li><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	P. 12
	福岡都市高速道路等沿道	福岡都市高速道路及び西九州自動車道から展望できないものを除き,各道路縁より 両側50m かつ路面高さより上方の範囲	P. 11

※1:市街化調整区域において,都市計画法第34条第14号の規定に基づき市長が定めた特定流通業務施設を設置することができる区域。 ※2:市街化調整区域において,都市計画法第34条第9号の規定に基づき交通量等を勘案して市長が指定した路線で,この道路に接続して ドライブイン等自動車運転者の休憩のための施設等を設けるための開発・建築許可を受けた場合に適用。